

令和8年6月15日

メディア関係者各位

自殺の「手段」や「場所」の詳細は、「自殺リスクのある人が行為を模倣する可能性」を高めかねません。『WHO 自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いいたします

本日（6月15日）、関東地方の現職首長が亡くなる事案が発生し、自殺と思われる手段や場所を記載した報道がなされています。自殺をセンセーショナルに伝えたり、自殺の「手段」や「場所」を詳述したりする報道は、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与え、「模倣自殺」を誘発しかねません。また、報道機関がウェブサイトやSNSに投稿したニュース報道は、受け手によって新たな情報を付加され、瞬く間に拡散していく状況があります。メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、WHO（世界保健機関）発行の『[自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2023年版](#)』（いわゆる『WHO 自殺報道ガイドライン』）を踏まえた報道をお願いいたします。

以下、『WHO 自殺報道ガイドライン』からの抜粋

《自殺の手段を描写しない》（P16）

自殺関連のメディア報道において最も懸念されるのは、その報道に自殺の手段に関する議論、画像、描写が含まれる場合である。このアプローチは有害であり、自殺リスクの高い人がその行為を模倣する可能性が高まるため、できるだけ避けるべきである。（例えば、薬物の商品名、珍しい・特殊な手段について）

《場所に関する名称や詳細な情報を伝えない》（P17）

特定の場所が「自殺現場」として有名になってしまうこともある。例えば、自殺未遂が発生した、または自殺で人が亡くなった橋、高いビル、崖、列車の駅、踏切などである。そうした場所の画像を表示する、名称を伝える、センセーショナルな表現を使って説明する、発生した事件の数を誇張する等の方法でその場所を喧伝することがないようにすることが、極めて重要である。

《見出しにセンセーショナルな言葉を使わない》（P18）

見出しはできるだけ短い言葉でそのニュースの本質的な部分を伝えることにより、読者の注意を引き付けることを目的としている。責任ある自殺報道は、自殺の手段や場所に関する言及を省き、見出しに「自殺」という言葉を使わない。

《自殺関連の写真、ビデオ映像などを使用しない》（P19）

自殺現場の写真、ビデオ映像、音声記録、そうしたものを掲載しているソーシャルメディアやデジタルメディアへのリンクの使用は推奨されない。特に、具体的な自殺手段や場所を示している場合は使用を控えること。

【報道の際は、相談窓口等に関する情報も合わせてご紹介をお願いいたします】

自殺や事件等に関する報道でつらい気持ちになった読者や視聴者が、こころを落ち着けるための Web ページ

- 「こころのオンライン避難所」 <https://jscp.or.jp/lp/selfcare/>
気持ちを落ち着けるセルフケアの方法や相談先に関する情報、周囲の人の様子がいつもとは違うことが気になった場合の対応方法などを紹介しています。相談窓口に連絡しても繋がらない時には、ぜひこちらに一時避難を！（JSCP 作成）
- 「かくれてしまえばいいのです」 <https://kakurega.lifelink.or.jp/>
生きるのがしんどいと感じているこども・若者向けの Web 空間。死にたい気持ちを抱えながらも安心して存在できるオンライン上の居場所として NPO 法人ライフリンクが開設。匿名・無料で 24 時間利用できます。



電話や SNS による相談窓口

- #いのち SOS（電話相談） <https://www.lifelink.or.jp/inochisos/>
- チャイルドライン（電話相談） <https://childline.or.jp/index.html>
- 生きづらびっと（SNS 相談） <https://yorisoi-chat.jp/>
- あなたのいばしょ（SNS 相談） <https://talkme.jp/>
- こころのほっとチャット（SNS 相談） <https://www.npo-tms.or.jp/service/sns.html>
- 10 代 20 代女性の LINE 相談（SNS 相談） <https://page.line.me/ahl0608p?openQrModal=true>

相談窓口の一覧ページ

- 厚生労働省 まもろうよこころ <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>
- いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧） <https://jscp.or.jp/soudan/>

孤独・孤立対策の支援制度や相談窓口の検索サイト

- あなたはひとりじゃない 内閣府 相談窓口等の案内 <https://notalone-cao.go.jp/>
 - ✓ 制度・窓口を探す <https://www.notalone-cao.go.jp/support/>
 - ✓ 18 歳以下のみなさんへ <https://www.notalone-cao.go.jp/under18/>